

第3次
一宮町地球温暖化対策実行計画

令和3年4月

一宮町

目 次

第1章 計画策定の背景

1. 温室効果ガスとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 目標

1. 温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量に関する目標・・・・ 4

第4章 取り組み

1. 直接効果が把握できる取り組み・・・・・・・・・・ 7
2. 間接的に効果がある取り組み・・・・・・・・・・ 8

第5章 計画の推進・点検・見直し

1. 推進及び点検に係る組織と役割・・・・・・・・・・ 9
2. 取り組み結果への評価・・・・・・・・・・ 10
3. 計画の見直し・・・・・・・・・・ 10
4. 職員に対する研修等・・・・・・・・・・ 11
5. 公表・・・・・・・・・・ 11
6. 備考・・・・・・・・・・ 11

第1章 計画策定の背景

1. 温室効果ガスとは

我々の住む地球へは、太陽から日射エネルギーが主に可視光で届きますが、地球からは赤外線として熱エネルギーが宇宙へと放出されます。しかし、大気中に二酸化炭素(CO₂)をはじめとする「温室効果ガス」があるために、地球からの放射熱を吸収し、熱を宇宙へ逃げにくくし、一部を地球へ跳ね返しています。この作用を「温室効果」と呼びますが、この温室効果により地球の平均気温がおよそ15℃に保たれ、人などの動植物が生活するのに適切な環境となってきました。(図1参照)

しかし、18世紀中頃から始まった産業革命により、我々人類は石炭や石油を大量に使うようになり、産業構造に一大変革をもたらし、今や生活に欠かせないエネルギーとなりました。そのため、石炭や石油を消費すると発生する二酸化炭素が大量に空気中に排出され大気中の濃度が高まり、地表への再放射される熱が多くなり、温室効果のバランスが崩れて気温が漸次上昇してくるようになりました。これが、「地球温暖化」と呼ばれる現象で気温上昇により、「①人などの動植物の生存への悪影響(感染症の増加など)、②海面上昇による陸への浸食(ツバル国の浸水被害など)、③気象への悪影響による異常気象(エルニーニョ現象など)、④農業生産への悪影響(収穫量の減少など)」といった深刻な問題を引き起こすことなどを、多くの学者が指摘しています。

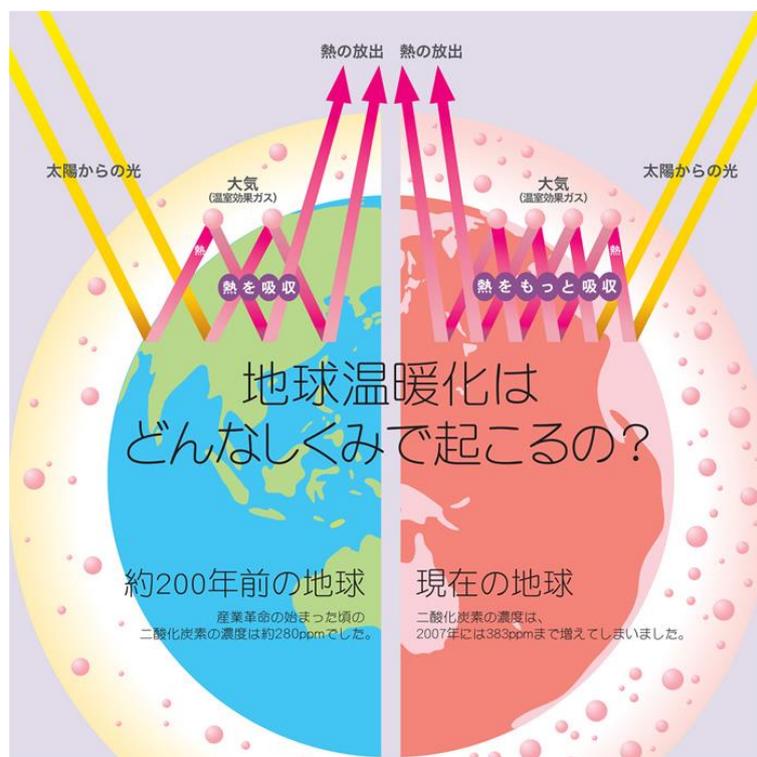


図1 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org>)より

2. 計画策定の背景

地球温暖化問題は、通常の事業活動や日常の生活に伴って発生する二酸化炭素等の温室効果ガスが大気中に増えることにより、地表や大気の温度上昇を招き、結果として「①海面水位の上昇に伴う陸地の減少、②豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリアなどの熱帯性感染症の増加を引き起こす」ことが挙げられており、その影響の大きさや深刻さから人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題のひとつとされています。

温暖化対策に係る主要な出来事として1997年（平成9年）12月に京都で「地球温暖化防止京都会議」の開催が挙げられますが、ここで世界の主要国における温室効果ガスの削減目標が定められ、日本においては6%の削減目標が設定されました。このような国際的な動きを受け、我が国は平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を公布し、平成11年4月に施行していますが、法第21条第1項では「都道府県および市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。」と規定しています。

そして平成17年2月16日に「京都議定書」が発効されたことを機に、町ではさらに積極的に地球温暖化対策に取り組むため、「一宮町地球温暖化対策実行計画」を策定する運びとなりました。

この世界的な環境保護活動は現在さらに拡大しており、2020年度以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、2016年に「パリ協定」が発効しました。日本はこの中で2030年度までに“2013年度比-26%”の温室効果ガス削減を目標に掲げており、2016年5月には「地球温暖化対策計画」を策定しています。さらに2020年10月の臨時国会において、菅内閣総理大臣が2050年までにカーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現を目指すことを宣言したため、今後もより一層積極的な活動を求められることが予想されます。

町においては平成23～27年度の第一次計画及び平成28～令和2年度の第二次計画に引き続き、令和3年～7年度を第三次計画として位置付け、これまでより積極的に温室効果ガスの排出抑制等に取り組んでいきます。

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

一宮町地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）は、一宮町の事務及び事業に関し、自らが事業者・消費者として温室効果ガス（二酸化炭素）の排出の抑制等の取り組みを実施することにより、町民・事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けての自主的な取り組みを推進することを目的とします。

2. 計画の期間

実行計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

但し、進捗状況や社会情勢等により、必要に応じ見直しを行うものとします。

3. 計画の範囲

実行計画の対象は、「本町の事務及び事業」であり、その範囲は地方自治法に定められた行政事務すべてに及ぶものとします。

主な対象施設は、以下に示すとおりとします。

対象施設一覧

総務課	役場庁舎・東浪見コミュニティセンター・街路灯・旧保育所（一宮・東浪見）・公用車
企画課	公用車・上総一ノ宮駅東口
福祉健康課	保健センター・公用車
都市環境課	中央ポンプ場・排水機場・宮の森霊園・東部幹線スクリーン・公用車
産業観光課	原地区農業集落排水処理施設・東浪見クリーンプラント・北部クリーンプラント・鳴戸川浄化施設・憩いの森・観光案内所・公用車
教育課	一宮小学校・東浪見小学校・一宮中学校・中央公民館・GSSセンター・振武館・野球場・テニスコート・創作の里・街路灯・公用車
子育て支援課	保育所・公用車・白山公園

第3章 目標

1. 温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量に関する目標

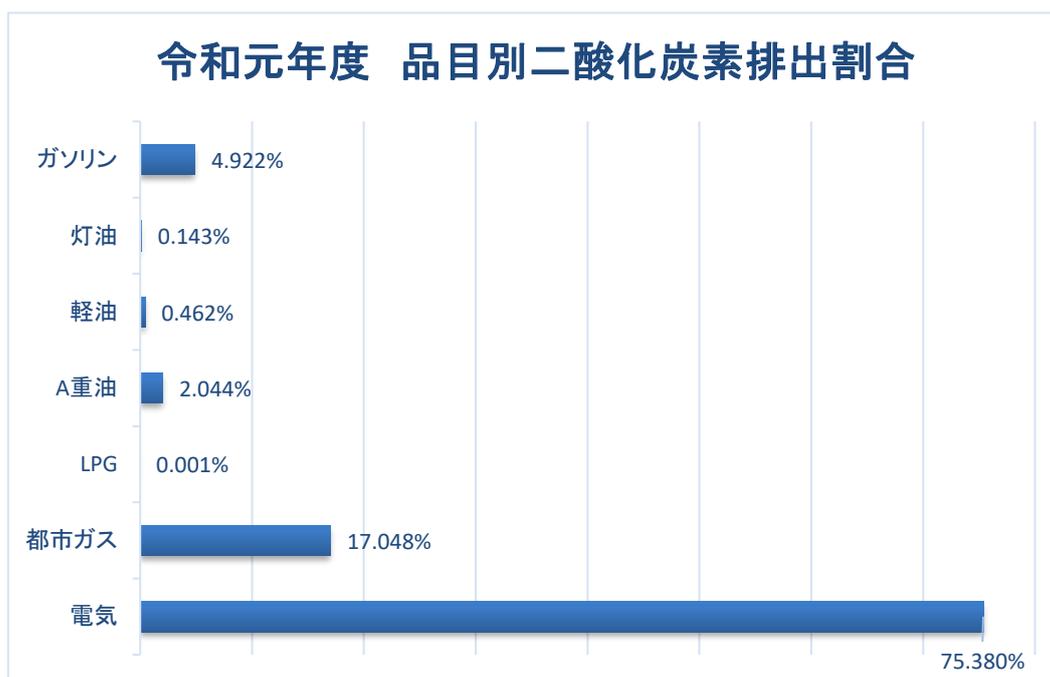
(1) 温室効果ガスの排出状況

町の事務及び事業における温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、各施設、車両等の燃料や電気の使用量を二酸化炭素の排出量に換算し、算出します。

●町の事務・事業から排出される二酸化炭素排出量

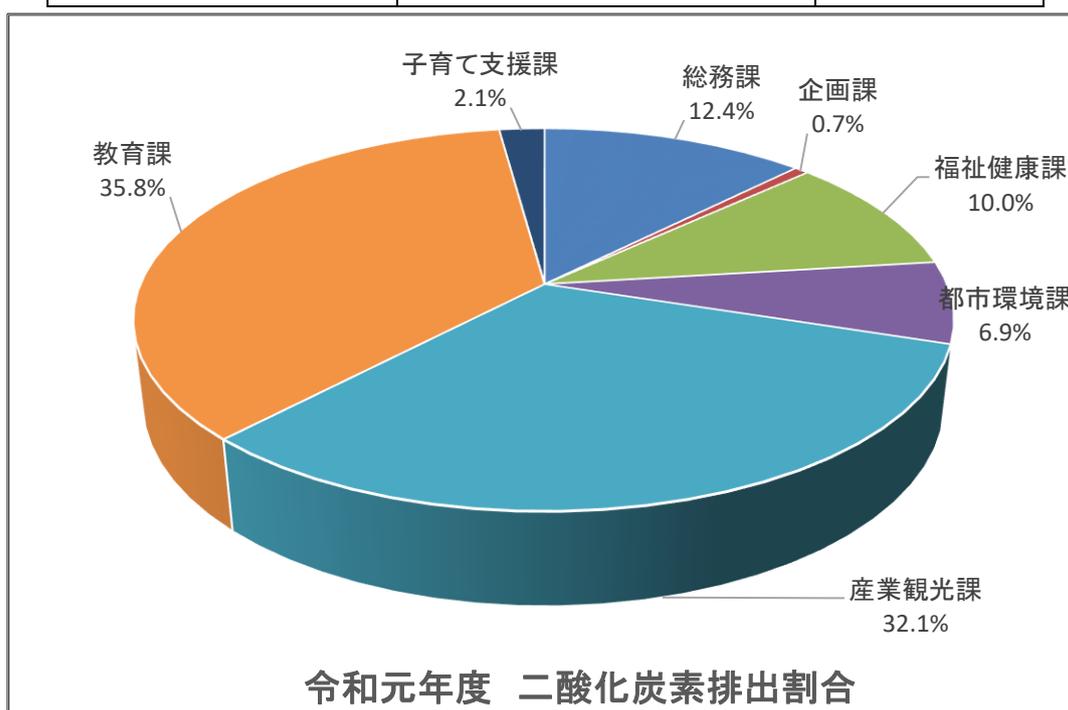
【令和元年度：基準年】

品目	使用量	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	比率 (%)
ガソリン	19,670 ℓ	45,675	4.9
灯油	534 ℓ	1,331	0.1
軽油	1,633 ℓ	4,284	0.5
A重油	7,000 ℓ	18,970	2.0
液化石油ガス (LPG)	2 kg	6	0.0
都市ガス	78,672 m ³	158,209	17.1
電気	1,530,809 kWh	699,524	75.4
合計		927,999	100.00



部門別二酸化炭素排出量

部 門	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	比率 (%)
総務課	115,138	12.4
企画課	6,175	0.7
福祉健康課	92,676	10.0
都市環境課	64,148	6.9
産業観光課	297,629	32.1
教育課	332,507	35.8
子育て支援課	19,726	2.1
合 計	927,999	100.0



令和元年度（基準年）温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量

927,999kg-CO₂

(2) 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減目標

令和7年度における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を、令和元年度に比べて約5%（46,399kg-CO₂）削減します。

各項目別のCO₂排出量と目標

	基準年度（R1）		目標値（R7）		削減量	
	使用量	CO ₂ 排出量	使用量	CO ₂ 排出量	使用量	CO ₂ 排出量
ガソリン	19,670 ℓ	45,675 kg-CO ₂	18,687 ℓ	43,391 kg-CO ₂	983 ℓ	2,284 kg-CO ₂
灯油	534 ℓ	1,331 kg-CO ₂	507 ℓ	1,264 kg-CO ₂	27 ℓ	67 kg-CO ₂
軽油	1,633 ℓ	4,284 kg-CO ₂	1,551 ℓ	4,070 kg-CO ₂	82 ℓ	214 kg-CO ₂
A重油	7,000 ℓ	18,970 kg-CO ₂	6,650 ℓ	18,022 kg-CO ₂	350 ℓ	948 kg-CO ₂
液化石油ガス （LPG）	2 kg	6 kg-CO ₂	2 kg	6 kg-CO ₂	0 kg	0 kg-CO ₂
都市ガス	78,672 m ³	158,209 kg-CO ₂	74,738 m ³	150,299 kg-CO ₂	3,934 m ³	7,910 kg-CO ₂
電気	1,530,809 kWh	699,524 kg-CO ₂	1,454,269 kWh	664,548 kg-CO ₂	76,540 kWh	34,976 kg-CO ₂
合計		927,999 kg-CO ₂		881,600 kg-CO ₂		46,399 kg-CO ₂

令和7年度（目標年度）温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量

881,600kg-CO₂

第4章 取り組み

本町の事務及び事業に関する二酸化炭素等の環境負荷の削減に向けた取り組みを、以下のとおりとします。

1. 直接効果が把握できる取り組み

(1) 電気使用量の削減

- ①冷暖房温度は、冷房28度、暖房20度を目処に調整し無駄な運転はしない。また、クールビズ、ウォームビズの徹底も行う。
- ②カーテン・ブラインドを効率的に利用し、冷暖房効果を高める。
- ③昼休み、残業時間及び休日出勤時の照明は必要最小限とする。
- ④照明の点灯時間は午前8時以降とし、消灯時間は午後7時以前を心がける。
- ⑤OA機器等の電源はこまめに切るようにし、退庁時には必ず電源を切る。
- ⑥毎週火・金曜日をノー残業デーとする。
- ⑦パソコンについては、省電力モードに設定する。
- ⑧電気製品は、使用しない時はコンセントからプラグを抜き、待機時消費電力を少なくする。

(2) 燃料使用量の削減

○施設

- ①各施設の冷暖房機器は、不必要な運転をせず利用状況に応じた適正な温度管理を心がける。

○公用車

- ①車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ②近距離の移動の際には、徒歩及び自転車による移動を推奨する。
- ③車両の共有化を推進し、車両総合台数の削減に努める。
- ④車両の経済走行の励行、不要な荷物の抑制に努める。
- ⑤車両運転三原則
 - ア) ふんわりアクセル『eスタート』を心がける。
 - イ) 加減速の少ない運転を心がける。
 - ウ) 早めのアクセルオフを心がける。

(3) 物品等の新規、更新

- ①物品等の新規、更新をする時は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものを購入
- ②パソコン、プリンター、コピー機は国際エネルギースターマーク該当の製品を購入する。

(4) 施設の新築、改築、管理

- ①施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設（LED灯等）を整備し、適正な管理に努める。
- ②未利用エネルギーの活用を検討する。（太陽光発電、太陽熱システムの導入）

2. 間接的に効果がある取り組み

(1) 用紙類

- ①購入量の実態把握と改善をする。
- ②古紙配合率70%以上、白色70%以下のものを購入する。
- ③資料等は、可能な限り両面印刷、両面コピーを徹底し、印刷サイズの調整も行い、用紙削減に努める。
- ④庁内LANの活用による文書のペーパーレス化を推進する。（電子決裁の導入を検討）
- ⑤トイレットペーパーは古紙配合率100%の製品を購入する。
- ⑥片面使用済み用紙の有効利用をする。（個人情報等に十分気をつける。）

(2) 事務用品

- ①詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努める。
- ②環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク、再生紙使用マーク）対象製品の購入に努める。

(3) 水道

- ①節水型機器の導入について検討する。
- ②節水を心がける。
- ③漏水点検を徹底する。

(4) ゴミの減量、リサイクル

- ①物品（ファイル等）の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ②使い捨て物品の購入は極力控える。
- ③マイボトルを推進し、ビン、カン、ペットボトルの削減を徹底する。
- ④環境に優しいマイ箸を推進する。

(5) その他

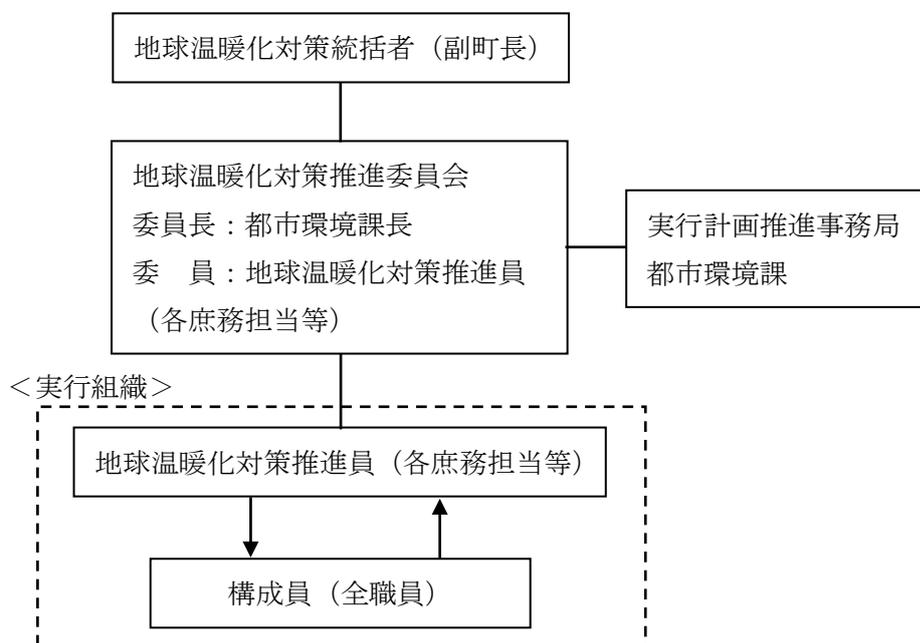
- ①水（雨水）の有効利用を検討する。
- ②建物周辺の緑化を推進する。
- ③ノーカー通勤を推奨する。

- ④ガス湯沸かし器の温度管理及びガスレンジの適正な使用に努める。
- ⑤省エネルギーに資する、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）に努める。

第5章 計画の推進・点検・見直し

計画の進行管理は、各課等を実行組織として位置付け、実行組織ごとに行うことを基本とする。

地球温暖化対策実行計画組織図



1. 推進及び点検に係る組織と役割

- ①副町長を地球温暖化対策統括者（以下「統括者」という。）とする。

『役割』

- 地球温暖化対策に係る取り組み方針について、地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）から意見を聴き、指示する。

- ②委員会

- 都市環境課長を委員長とし、地球温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）を委員とする。

『推進に関わる役割』

- 全職員が対策の推進者として、意識して省エネ・省資源に取り組む。
- 計画の推進等に関する調整を図るため、適時会議を開催する。
- 今後の取り組み等について協議・検討を行うものとする。

『評価・点検に関わる役割』

- 毎年度の報告等を基に評価を行うものとする。
- 今後の計画推進に係る方向性等を記述した資料を作成し、統括者に報告し、承認を受けるものとする。

『職員に対する研修等に関わる役割』

- 全職員に対し、法律等の法制度に関する事項や、これに基づく国・県等の動向について適切な情報を提供するものとする。
- 全職員に対し、計画の進捗状況や効果等に関する情報を提供する。

③実行計画推進事務局（以下「事務局」という。）

- 都市環境課を事務局とする。

『役割』

- 委員会の事務を所管する。

④各課等の庶務担当等を実行組織内の推進員とする。

『役割』

- 各課等の構成員に対し、環境配慮活動を実践するよう指示する。

⑤各実行組織における、推進員以外の職員を構成員とする。

『役割』

- 推進員の指示・指導の下、環境配慮活動を実践する。
- エネルギー使用量等を適時、推進員に報告する。

2. 取り組み結果への評価

評価は部門毎に行い、目標達成に向けて実施した取組みとその結果について、毎年度事務局へ報告することとする。

担当推進員及び事務局はこの結果について、達成（または未達成）となった理由等を精査し、その後の取り組み方針を含め委員会にて報告することとする。

3. 計画の見直し

本計画に掲げた目標の達成に向けた活動が適切に評価され、温室効果ガスの排出量が削減されたかどうかを毎年度確認すると共に毎年度の温室効果ガス排出状況を踏まえ、必要に応じて活動内容や目標の見直しを図り、継続的な対策を行うこととする。

4. 職員に対する研修等

計画を推進する職員に対し、省エネルギーに関する知識や技術を身につけるための研修・シンポジウム等へ参加する機会を提供するよう努める。

5. 公表

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第10項において、毎年1回、措置の実施状況の公表が義務付けられている。そのため、当該年度ごとの温室効果ガス排出量を算定後、町ホームページにて町民・事業者へ公表する。

6. 備考

当該計画における基準年度（令和元年度）の二酸化炭素排出量は、実際の排出量に加え、令和2年7月に開業した上総一ノ宮駅東口における電力使用に伴う二酸化炭素排出量（令和2年8月～令和3年1月）の実績から案分した排出量を加算した値を採用する。